



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第27回 夏期合同研究第14分科会「秘密保全法の問題点」

秘密保全法案対策本部事務局長・憲法問題対策センター事務局長 堀井 準 (38 期)

今年の夏期合同研究第14分科会において、「秘密保全法の問題点」が講演、討議された。

秘密保全法制自体の問題点は、本年1月11日付日弁連会長の反対声明、及び日弁連のパンフレットをご覧いただきたいが、秘密の範囲の拡大・不明確性、重罰化、公務員以外の一般市民への監視体制等、あいまいな立法事実に対し人権侵害が著しい、極めて問題のある法制である。

今回、講師として呼び出したのは、外務省国際情報局長、駐イラン、ウズベキスタン大使等を歴任し、防衛大学の教授を務められた孫崎亨氏である。孫崎氏には法制、あるいは条文の問題点という観点ではなく、長らく外務省の第一線で「情報」を扱ってきた経験から、国家において「秘密」（主として外交に関する）とはどういうものなのか、について生々しいお話を伺った。

1. 秘密保全法制の背景について

アメリカは東アジアについて自ら出向くのではなく、我が国、韓国等を用いてこれに当たらせる、という戦略を有している。これに伴い、「日韓では、防衛秘密の保護に関する軍事情報包括協定の締結を急ぐ必要がある」（読売新聞6月23日社説）、との声がこうしたアメリカの戦略を代弁するようになっている。秘密保全法制はこうしたアメリカの戦略が背景にあると考えられる。

2. 秘密保全法制の機能

アメリカで諜報法は、1917年に第1次世界大戦に

参戦しようとしたときに、反対演説をした社会主義者に用いられた。オバマ政権と情報漏洩を見てみると、テロリスト暗殺リストの大統領署名情報、イスラム宗教者の無人機による殺害情報の流出については訴追を免れているが、ウィキリークスに国務省関連情報を流したことで、インターネット上の通信を分析するプロジェクト情報の流出、アルカイダの人員に尋問する際にCIA局員が水攻めをした情報の流出、はいずれも訴追された。「テロリストと戦う大統領」を示す情報はセーフだが、政府にとって都合の悪い情報の流出は許さない、ということ。

また、首相、各大臣は秘密保全法制の対象外なので、政府は都合の良い情報を垂れ流して、都合の悪い情報流出は許さないという事態が容易に生まれる。秘密保全という力を政府・国家に与えると、恣意的に運用されることは明白である。

3. 日本の問題

アメリカは、情報を取得する機関（CIA）と、防諜機関（FBI）の力が拮抗しているが、日本は防諜にあたる警察権力だけが突出しているので、本来の国益のための情報管理ではなく、結局は指導者、政府の擁護としての機能に特化していくだろう。

* * *

孫崎氏自身が情報を獲得するための活動をされていたことを踏まえての講演であり、制度自身の問題点を生々しく知ることができた。国民に還元する努力を続けたい。